

ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり) Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／不動産投信(リート)
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(交付目論見書)

平成22年12月11日

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口――

◆お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212
(営業日の9:00～17:00)

◆委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
本文書により行なう「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成22年6月10日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月11日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録してておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

発 行 者 名	大和証券投資信託委託株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 石橋 俊朗
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当ありません。

下記の内容は、この投資信託（「ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）」を構成する「ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）」「ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）」（以下総称して「当ファンド」といいます。））をお申込みされる際にあらかじめ、投資家のみなさまに、ご確認いただきたい事項としてお知らせするものです。

当ファンドにかかる、下記の内容および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読み下さい。

記

■当ファンドにかかるリスクについて

当ファンドは、主に米国の不動産投資信託証券（リート）を実質的な投資対象としますので、リートの価格の下落により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替レートの変動の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「リートの価格の変動リスク」、「為替リスク」などが考えられます。これらのリスクを含むより詳細な内容については、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」に記載しておりますのでご確認下さい。

■当ファンドにかかる手数料等について

◆申込手数料

当ファンドの申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）（スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料については、徴収している販売会社はありません。）です。

※ くわしくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認下さい。

◆換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

◆信託報酬

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.596% (税抜 1.52%) の率を乗じて得た額とし、ファンドよりご負担いただきます。

◆その他の費用^(*)

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をファンドでご負担いただきます。

(*) 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」に記載しておりますのでご確認下さい。

目論見書の概要

ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)
ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)

ファンドの概要

目的 お よ び 基 本 的 性 格	追加型投信／海外／不動産投信(リート) 配当利回りを重視した運用により信託財産の成長をめざします。
主要 投 資 対 象	マザーファンド(ダイワ・US-REIT・オープン・マザーファンド) の受益証券
マザーファンドの 主 要 投 資 対 象	米国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ。) および米国の店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不 動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以 下「不動産投資信託証券」といいます。)
ベンチマーク	FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み) (注1) Aコース(為替ヘッジあり)については円ヘッジベース、Bコース(為替ヘ ッジなし)については円ベースに換算した指数とします。 (注2) 当該指数との運動をめざすものではありません。また、当該指数を上回 る運用成果を保証するものではありません。
主 な 投 資 制 限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けま せん。 ②株式への直接投資は、行ないません。 ③マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割 合には、制限を設けません。 ④マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託証 券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下 とします。 ⑤外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外 国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価 額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されてい るものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生 じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
お 買 付 単 位	1本のファンドにつき、最低単位を1円単位または1口単位とし て販売会社が定める単位 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

お買付価額	各ファンドについて、1万口当たりお買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の申込手数料	<p>販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%(税抜 3.0%)です。また、スイッチング(乗換え)にかかるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。</p> <p>(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p> <p>(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。</p> <p>(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。</p>
お申込みの受付中止日・受付時間	<p>①ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お買付けおよびご換金の申込み(スイッチング(乗換え)にかかるものを含みます。)の受付けは行いません。お申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p> <p>②委託会社の各営業日*の午後3時までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)(スイッチング(乗換え)にかかるものを含みます。)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。</p> <p>*前①のお申込受付中止日を除きます。</p>
決算日	毎月17日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	<p>毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。</p> <p>(注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
信託期間	無期限(平成16年7月21日当初設定)
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.596%(税抜 1.52%)

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいよう、よろしくお願ひ申上げます。

「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)」「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)」を、それぞれ「Aコース(為替ヘッジあり)」「Bコース(為替ヘッジなし)」という場合があります。

販売会社によっては「Aコース(為替ヘッジあり)」もしくは「Bコース(為替ヘッジなし)」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング(乗換え)のお取扱いを行なわない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

商品分類・属性区分

商品分類表

〈ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)〉

〈ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型投信	内 外	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	中南米			
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	アフリカ			
資産複合 ()	中近東 (中東)		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	その他 エマージング		なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[商品分類の定義]

- ◆「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンド
- ◆「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「不動産投信(リート)」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

[属性区分の定義]

- ◆「その他資産」…組入れている資産
- ◆「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ◆「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ◆「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ◆「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ◆「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

1. マザーファンドを通じて、主として米国の金融商品取引所上場および米国の店頭登録の不動産投資信託証券に投資します。

ファンドの仕組み



ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型)

- Aコース(為替ヘッジあり)
 - Bコース(為替ヘッジなし)
- 委託会社:大和投資信託

運用再委託会社 コーヘン・アンド・スティアーズ・
キャピタル・マネジメント・インク

分散投資

配当・売買損益

米国リート 米国リート 米国リート 米国リート •••

取得・管理・運用

賃料収入・売買損益

米国の不動産

各米国リートは
複数の地域・物件に
投資・運用を
行ないます。



ファンドの特色

リートとは

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益の90%以上を配当として投資家に分配します。

リート投資のメリット



少額から不動産投資



さまざまな種類の不動産に分散が可能



専門家が不動産を選定



上場しているリートは換金性に優れる

米国リートの魅力

特徴的な価格変動

- 米国リートの価格は不動産市況等の影響を受けますが、株式や債券と異なる値動きが魅力となっています。
- 分散投資の効果を高めるために、新しいタイプの商品として注目されています。

※上記は、過去のデータから見た米国リートの一般的な特徴を述べたものであり、将来にわたって上記のような特徴が継続することを保証するものではありません。

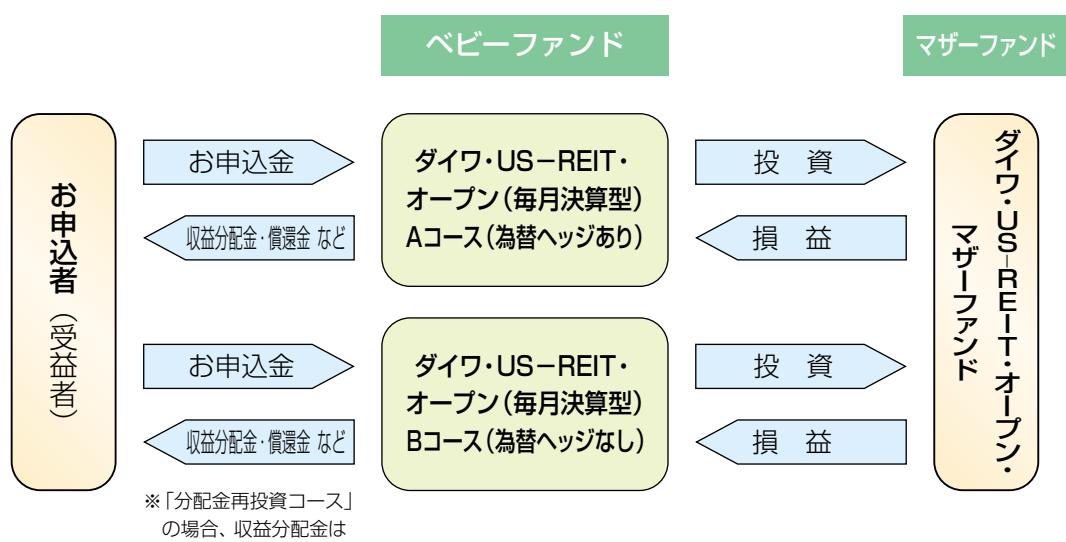
魅力的な利回り

- リートの配当収益は、主に不動産の賃料収入が原資となっており、比較的安定した配当利回りが魅力です。
- 配当収益を積み重ねることによって良好な投資成果が期待できます。

〈マザーファンド方式について〉

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、投資家のみなさまからお預りした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド(ダイワ・US-REIT・オープン・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみをいいます。

マザーファンドで運用を効率よく行ない、その運用成果がベビーファンドに反映されるしくみです。



◇マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

2. マザーファンドにおける米ドル建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

コーホン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、 公益株、 バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。
インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地： アメリカ合衆国、 ニューヨーク州、 ニューヨーク

◇マザーファンドにおける投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 米ドル建資産のポートフォリオの配当利回りが、市場平均以上となることをめざします。

※市場平均とはFTSE International Limitedが発表するFTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み、米ドルベース指数)の配当利回りとします。

(b) ファンダメンタルズ分析を行ない、安定的な配当が見込める銘柄を選定します。

(c) ポートフォリオの構築にあたっては、セクターおよび地域の配分を考慮します。

◇マザーファンドにおける不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

※大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(注) マザーファンドの投資方針について、くわしくは、後掲の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況
2 投資方針」をご参照下さい。

3.

「Aコース(為替ヘッジあり)」と「Bコース(為替ヘッジなし)」の2つのコースがあります。

- (a) ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)
保有実質外貨建資産について、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。
※ただし、完全にヘッジすることは出来ません。また、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。
- (b) ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)
保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。
- (注) 保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産と、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

◇投資家の皆様のご判断により、ご自由に各コース間のスイッチング(乗換え)ができます。

※販売会社によっては「Aコース(為替ヘッジあり)」もしくは「Bコース(為替ヘッジなし)」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチング(乗換え)のお取扱いを行なわない場合があります。くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

4.

ベンチマークを中心長期的に上回ることをめざして運用を行ないます。

[各コースのベンチマーク]

- (a) ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)
FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み、円ヘッジ指数)
(当該指数は、FTSE International Limitedが発表する配当金込みの米ドルベース指数から、委託会社が円ヘッジベースに換算した指数とします。)
- (b) ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)
FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み、円ベース指数)
(当該指数は、FTSE International Limitedが発表する配当金込みの米ドルベース指数から、委託会社が円ベースに換算した指数とします。)

◇当該指数との連動をめざすものではありません。また、当該指数を上回る運用成果を保証するものではありません。

ファンドの特色

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を判断する基準となるものです。

ベンチマークと当ファンドの基準価額の動きを比較した結果は、運用報告書でお知らせします。

なお、将来、ベンチマークとしてFTSE NAREIT® エクイティREIT・インデックスに替わる指数を使用することが望ましいと一般的にみなされていると委託会社が判断した場合には、ベンチマークを当該指数に変更することがあります。



FTSEインターナショナル・リミテッド（「FTSE」）

FTSE®は、ロンドン証券取引所およびフィナンシャル・タイムズ社により共同所有された登録商標であり、NAREIT®は、National Association of Real Estate Investment Trusts®（「NAREIT」）の登録商標であり、両商標はライセンスのもとでFTSEにより使用されています。FTSE NAREIT US Real Estate Index Series（「本指数」）は、FTSEにより計算されます。本指数における全ての権益は、FTSEおよびNAREITに帰属しています。本公開情報のいかなる部分も、FTSEの事前許可なしに、情報検索システム中で再生・蓄積されることはなく、その他電子的・機械的・複写的・記録的等の手段で転送されることはありません。全ての情報は、情報目的のためだけに提供されます。本公開情報においてFTSEは提供する全ての情報の正確性を最大限確保するものの、本公開情報の使用から生じる損失や錯誤に対して、FTSEおよびNAREITは一切の責任または債務を負いません。本指数の配布および金融商品組成のための本指数の使用には、FTSEのライセンスを受ける必要があります。

5.

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

6.

原則としていつでもお買付け、ご換金をお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込み(スイッチング(乗換え)にかかるものを含みます。)の受付けは行いません。

7.

毎月1回、17日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[収益分配方針]

- イ. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ロ. 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

分配時期のイメージ



*上図はあくまでもイメージであり、実際の分配がこのようになるとは限りません。

〈価額変動リスク〉

当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借り入れを行なうのが一般的であり、この結果金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 米国のリートは、通常、法人形態をとっており、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

八、リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

二、マザーファンドにおいて、米国リートの組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。このため、当ファンドの基準価額は、米国リート市場の変動の影響を大きく受けます。

木、組入りリートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入り外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

□. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

- イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

〈換金性等が制限される場合〉

通常と異なる状況において、お買付け、ご換金に制限を設けることがあります。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

お買付けは…

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- 販売会社によっては「Aコース（為替ヘッジあり）」もしくは「Bコース（為替ヘッジなし）」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合せ下さい。
- ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日^{*}の午後3時までに受けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日^{*}の取扱いとなります。

*上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

1本のファンドにつき、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

お買付価額

各ファンドについて、1万口当たりお買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜 3.0%）です。また、スイッチング（乗換え）にかかるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

収益の分配は…

分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 収益分配方針については、本概要のP.11をご参照下さい。

●決算日は、**毎月17日**(休業日の場合翌営業日)です。

支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

◆「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

◆「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して**5営業日**までにお支払いいたします(税金が差引かれます。)。

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合せ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

収益分配金に対する税金は…

●個人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成23年12月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日から、15%（所得税15%）となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部戻しに相当する部分で、税金はかかりません。）の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

スイッチング(乗換え)は…

お申込時期

原則としていつでもスイッチング(乗換え)をお申込みいただけます。

- 販売会社によっては、スイッチング(乗換え)のお取扱いを行なわない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日^{*}の午後3時までに受けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日^{*}の取扱いとなります。
※上記のお申込受付中止日を除きます。
- スイッチング(乗換え)のお申込みの際には、ご換金になるファンドとお買付けになるファンドをご指示下さい。

お買付単位

スイッチング(乗換え)によるお買付けの単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

申込手数料

スイッチング(乗換え)によるお買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、スイッチング(乗換え)にかかるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

〈スイッチング(乗換え)について〉

「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)」の受益権のお買付けの申込みを行なうこと、および「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし)」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・US-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)」の受益権のお買付けの申込みを行なうことをいいます。



ご換金は…

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日^{*}の午後3時までに受付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日^{*}の取扱いとなります。

^{*}上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

ご換金は、1口単位です。

(注) 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

解約価額など

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

【個人の受益者の場合】

●「解約請求」の場合

一部解約時の差益(解約価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率が適用されます。

一部解約時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

【法人の受益者の場合】

●「解約請求」の場合

一部解約時の個別元本超過額については、所得税(7%。平成24年1月1日から15%。)の源泉徴収が行なわれます。地方税の源泉徴収はありません。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

信託期間は…

信託期間は、無期限です。

- ただし、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合、「FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス」の公表が停止された場合等には、信託を終了させることができます。
- また、マザーファンドの信託財産につき運用再委託会社(コー・ヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク)と締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、信託を終了させます。

償還金は…

支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

[個人の受益者の場合]

償還時の差益(償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

[法人の受益者の場合]

償還時の個別元本超過額について、平成23年12月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日から、15%（所得税15%）となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

受益証券は…

- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

信託報酬などは…

信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.596%(税抜 1.52%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

- 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年 0.7455% (税抜 0.71%)	年 0.7455% (税抜 0.71%)	年 0.105% (税抜 0.10%)

(注1) 上記の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

(注2) マザーファンドの運用再委託会社が受ける報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払うものとします。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

運用経過のお知らせは…

- 每年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- **基準価額**は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

● 用語のご説明 ●

1. 基 準 価 額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個 別 元 本	<p>受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）

ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）

（注1）上記の総称を「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）」とします。

（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していくものとします。

（注3）上記を、それぞれ「Aコース（為替ヘッジあり）」、「Bコース（為替ヘッジなし）」という場合があります。

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で2兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の 9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜 3.0%）（スイッチング（乗換え）にかかるお買付時の申込手数料については、徴収している販売会社はありません。）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

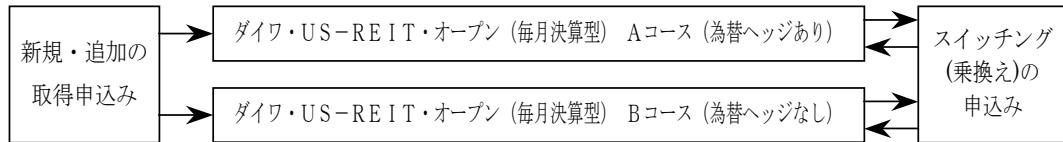
・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の 9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）」の受益権の取得申込みを行なうことをおいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引きさせていただきます。
- ・販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いを行なわない場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。



- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
(営業日の 9:00～17:00)

(7) 申込期間

平成 22 年 6 月 11 日から平成 23 年 6 月 10 日まで（継続申込期間）
(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
(営業日の 9:00～17:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 扱込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「Aコース（為替ヘッジあり）」もしくは「Bコース（為替ヘッジなし）」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
- ② ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）の受付けは行いません。
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。
- ⑤ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、配当利回りを重視した運用により信託財産の成長をめざします。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

1. ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）

商 品 分 類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	不動産投信（リート）
属 性 区 分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））
	決 算 頻 度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投 資 形 態	ファミリーファンド
	為 替 ヘ ッ ジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

2. ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）

商 品 分 類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	不動産投信（リート）
属 性 区 分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））
	決 算 頻 度	年12回（毎月）
	投資対象地域	北米
	投 資 形 態	ファミリーファンド
	為 替 ヘ ッ ジ	為替ヘッジなし

（注1）商品分類の定義

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「不動産投信（リート）」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- 「その他資産」…組入れている資産
- 「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- 「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- 「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの

のまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ
(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）について1,000億円、ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）について3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

「目論見書の概要」における「ファンドの特色」をご参照下さい。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）		
お取扱窓口	<p>販売会社</p> <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 <p>など</p>	
↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）		
委託会社	<p>大和証券投資信託委託株式会社</p> <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 <p>など</p>	
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※5）	
受託会社	<p>住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 <p>など</p>	
損益↑↓投資		
投資対象	<p>米国の金融商品取引所上場および米国の店頭登録の不動産投資信託証券 など</p> <p>（マザーファンド方式で運用を行ないます。なお、マザーファンドにおける米ドル建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）</p>	

(注1) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2) コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、マザーファンドにおける米ドル建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、

委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況(平成22年10月末日現在)>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00%

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象<各ファンド共通>

ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

<ダイワ・U.S.-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり)>
イ. 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、ベンチマーク(FTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス(配当金込み、円ヘッジ指数))を中長期的に上回ることをめざして運用を行ないます。

※ 当該指数は、FTSE International Limitedが発表する配当金込みの米ドルベース指数から、委託会社が円ヘッジベースに換算した指数とします。

※ 当ファンドは、当該指数との連動をめざすものではありません。また、当該指数を上回る運用成果を保証するものではありません。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%

程度以上に維持することを基本とします。

ハ. 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。

ニ. 保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）>

イ. 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、ベンチマーク（FTSE NAREIT®エクイティ REIT・インデックス（配当金込み、円ベース指数））を中長期的に上回ることをめざして運用を行ないます。

※ 当該指標は、FTSE International Limited が発表する配当金込みの米ドルベース指標から、委託会社が円ベースに換算した指標とします。

※ 当ファンドは、当該指標との連動をめざすものではありません。また、当該指標を上回る運用成果を保証するものではありません。

ロ. <ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）> のロ. と同じ。

ハ. 保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. ~ホ. <ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）> のニ. ~ホ. と同じ。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンド	米国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および米国の店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託証券（「ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド」を通じて実質的に投資します。）
選定の方針	(a) 米ドル建資産のポートフォリオの配当利回りが、市場平均以上となることをめざします。 ※ 市場平均とは FTSE NAREIT®エクイティ REIT・インデックス（配当金込み、米ドルベース指標）の配当利回りを指すものとします。 (b) ファンダメンタルズ分析を行ない、安定的な配当が見込める銘柄を選定します。 (c) ポートフォリオの構築にあたっては、セクターおよび地域の配分を考慮します。

くわしくは「目論見書の概要」における「ファンドの特色」および後掲「<参考>マザーファンド（ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド）の概要」をご参照下さい。

(2) 投資対象

<各ファンド共通>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

- ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・U S - R E I T ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

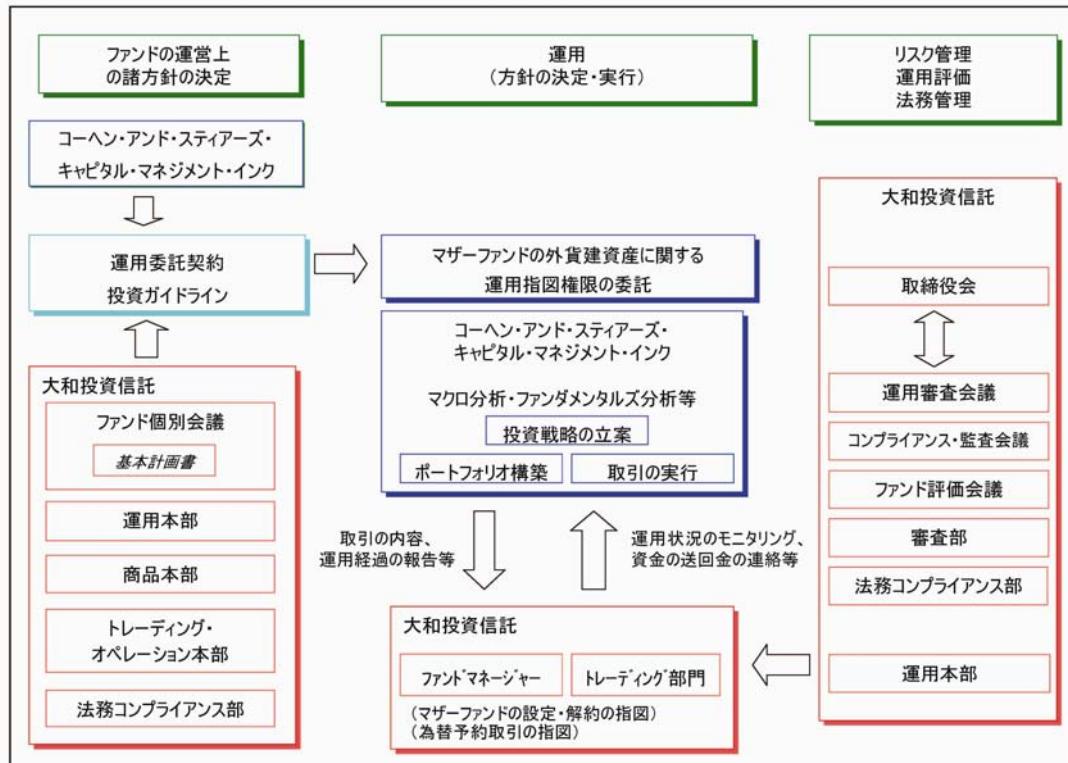
◆平成 22 年 12 月 10 日現在、ファンドが純資産総額の 10% を超えて投資する可能性があると判断している不動産投資信託証券（REIT）の銘柄の内容は、次のとおりです。
 なお、投資対象銘柄の合併等の異動、時価総額の変動、または今後のファンドにおける投資判断等によっては、次に掲げる銘柄が変更となる場合があります。
 ファンドが投資する REIT の銘柄は、取引所に上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）しているものとしています。くわしい内容は、当該上場・店頭登録 REIT の開示資料等をご参照下さい。

投資対象ファンドの名称	サイモン・プロパティー・グループ
運用の基本方針・主要な投資対象	当銘柄は、米国最大級の REIT であり、同国を中心とする商業施設（ショッピング・モール、アウトレット・センターなど）の取得・開発・管理・運営などを行なうことによって、収益の獲得と成長をめざします。保有物件は同国のほか、欧州、日本を含むアジアなどにわたっております。
委託会社(資産運用会社)の名称	サイモン・プロパティー・グループ

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制（マザーファンドにかかるものを含みます。）は、以下のとおりとなっています。



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、マザーファンドでは、コーエン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーエン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーエン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーエン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は 20～30 名程度です。

② 職務権限（委託会社）

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（C I O）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長（1～5 名程度）

C I O を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長（各運用部に 1 名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

③ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※ 上記の運用体制は平成 22 年 10 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 分配方針

<各ファンド共通>

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指し分配金額を決定します。ただし、第 1 および第 2 計算期末には、収益の分配は行いません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

<各ファンド共通>

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行いません。
- ③ 投資信託証券（信託約款）

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、マザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑦ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑧ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参考>マザーファンド（ダイワ・ＵＳ－ＲＥＩＴ・オープン・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

米国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および米国の店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として米国の金融商品取引所上場および米国の店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、ベンチマーク（FTSE NAREIT®エクイティ REIT・インデックス（配当金込み、円ベース指数））を中長期的に上回ることをめざして運用を行ないます。

※ 当該指数は、FTSE International Limitedが発表する配当金込みの米ドルベース指

数から、委託会社が円ベースに換算した指数とします。

※ 当ファンドは、当該指数との連動をめざすものではありません。また、当該指数を上回る運用成果を保証するものではありません。

ロ. 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 米ドル建資産のポートフォリオの配当利回りが、市場平均以上となることをめざします。

※ 市場平均とはFTSE NAREIT®エクイティREIT・インデックス（配当金込み、米ドルベース指標）の配当利回りを指すものとします。

(b) ファンダメンタルズ分析を行ない、安定的な配当が見込める銘柄を選定します。

(c) ポートフォリオの構築にあたっては、セクターおよび地域の配分を考慮します。

ハ. 米ドル建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ. 保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4. 外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は、行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 未満とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、米ドル建資産の運用に関する権限を次のものに委託します。

コーケン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017
- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3 投資リスク

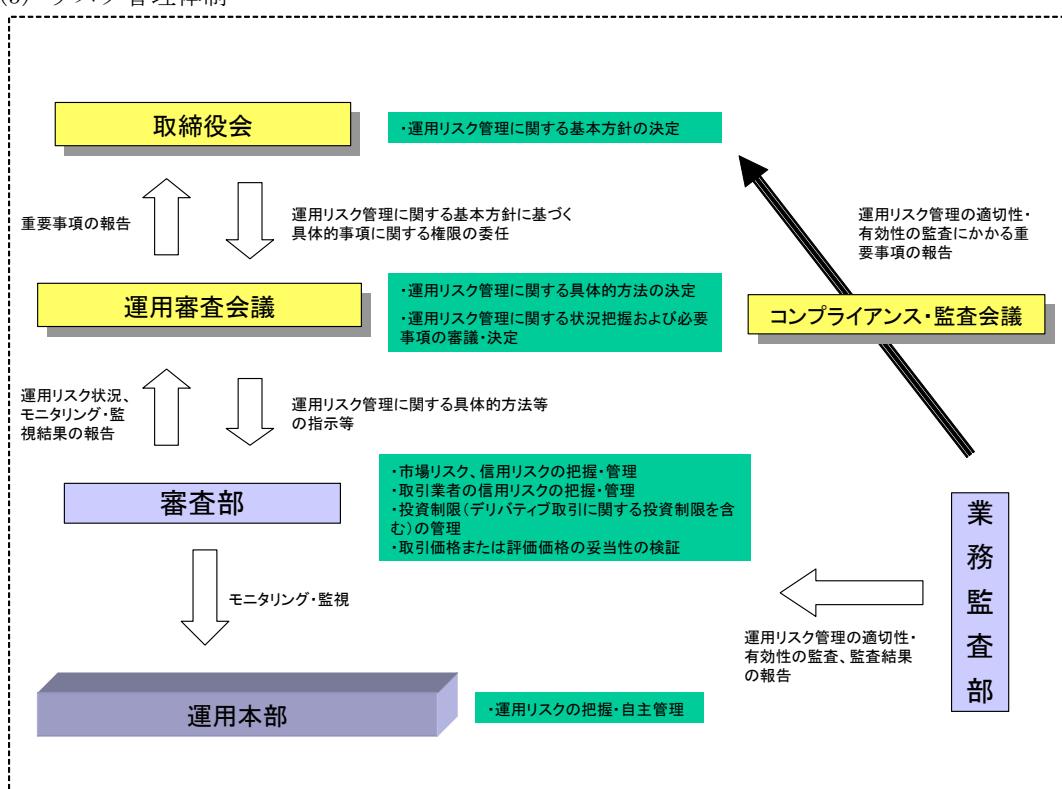
(1) 価額変動リスク

「目論見書の概要」における「価額変動リスクなど」をご参照下さい。

(2) 換金性等が制限される場合

「目論見書の概要」における「価額変動リスクなど」をご参照下さい。

(3) リスク管理体制



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

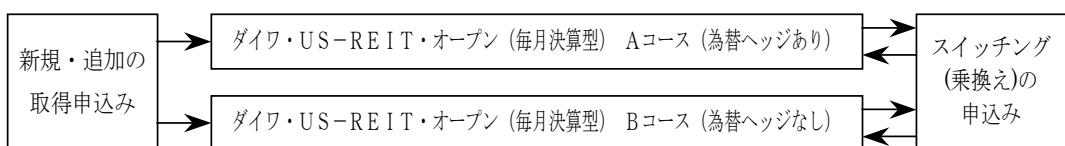
- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）（スイッチング（乗換え）にかかるお買付時の申込手数料については、徴収している販売会社はありません。）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
(営業日の9:00～17:00)

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジなし）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジあり）」の受益権の取得申込みを行なうことを行ないます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引きさせていただきます。
- ・販売会社によっては、スイッチング（乗換え）のお取扱いを行なわない場合があります。
くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。



② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.596%（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年 0.7455% (税抜 0.71%)	年 0.7455% (税抜 0.71%)	年 0.105% (税抜 0.10%)

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ マザーファンドの運用再委託会社が受ける報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払うものとし、その額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.5%以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 17 日および 9 月 17 日または信託終了のときに行なうものとします。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
- （※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

- ① 個人の受益者に対する課税
- イ. 収益分配金に対する課税
- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
- ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは特例措置として、10%（所得税 7%および地方税 3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。
- ロ. 解約金および償還金に対する課税
- 一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成 23 年 12 月 31 日までは特例措置として、10%（所得税 7% および地方税 3%）の軽減税率が適用されます。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 23 年 12 月 31 日までは 7%（所得税 7%）、平成 24 年 1 月 1 日から 15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注 1> 個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。

- ③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

(1) 投資状況（平成 22 年 10 月 29 日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	309,226,196	97.04
内 日本	309,226,196	97.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,432,077	2.96
純資産総額	318,658,273	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	301,122,900	△94.50
内 日本	301,122,900	△94.50

(参考) ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	2,038,646,799	96.14
内 米国	2,038,646,799	96.14
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	81,797,269	3.86
純資産総額	2,120,444,068	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	8,088,000	0.38
内 日本	8,088,000	0.38

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成 22 年 10 月 29 日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ダイワ・US-REIT・オープン・ マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	285,791,309	1.08240 309,340,512	1.0820 309,226,196	— —	97.04%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.04%
合計	97.04%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2011年4月	売建	3,730,000	302,480,650	301,122,900	△94.50%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC 米国	投資証券 —	27,043	7,652 206,939,324	7,797 210,875,797	— —	9.94%
2	BOSTON PROPERTIES INC 米国	投資証券 —	13,355	7,004 93,550,104	6,976 93,174,663	— —	4.39%
3	PUBLIC STORAGE 米国	投資証券 —	11,373	8,315 94,577,552	8,079 91,885,802	— —	4.33%
4	VORNADO REALTY TRUST 米国	投資証券 —	11,653	6,971 81,235,840	7,102 82,761,261	— —	3.90%
5	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	20,287	3,939 79,919,598	3,943 79,999,502	— —	3.77%
6	KIMCO REALTY CORP 米国	投資証券 —	48,499	1,292 62,706,849	1,393 67,594,739	— —	3.19%
7	HEALTH CARE REIT INC 米国	投資証券 —	15,289	3,839 58,695,678	4,113 62,887,579	— —	2.97%
8	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	47,510	1,194 56,738,337	1,286 61,143,465	— —	2.88%
9	DEVELOPERS DIV REALTY 米国	投資証券 —	48,763	917 44,729,939	1,062 51,829,929	— —	2.44%
10	HCP INC 米国	投資証券 —	17,343	2,970 51,513,580	2,907 50,433,366	— —	2.38%
11	NATIONWIDE HEALTH PPTYS 米国	投資証券 —	13,832	3,156 43,662,979	3,278 45,347,821	— —	2.14%
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC 米国	投資証券 —	5,258	8,916 46,883,953	8,558 44,998,816	— —	2.12%
13	SL GREEN REALTY CORP 米国	投資証券 —	8,382	5,215 43,719,431	5,340 44,762,879	— —	2.11%
14	BRE PROPERTIES-CL A 米国	投資証券 —	12,733	3,433 43,722,327	3,479 44,299,112	— —	2.09%
15	APARTMENT INVT&MGMT CO-A 米国	投資証券 —	22,322	1,799 40,175,191	1,862 41,565,524	— —	1.96%
16	MACERICH CO/THE 米国	投資証券 —	11,541	3,480 40,170,721	3,538 40,833,542	— —	1.93%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
17	UDR INC 米国	投資証券 —	21,950	1,722 37,818,906	1,809 39,718,729	— —	1.87%
18	WEINGARTEN REALTY INVESTO 米国	投資証券 —	19,508	1,750 34,147,966	1,965 38,345,452	— —	1.81%
19	RAYONIER INC 米国	投資証券 —	8,898	3,973 35,354,573	4,155 36,974,031	— —	1.74%
20	PROLOGIS 米国	投資証券 —	32,900	919 30,262,135	1,079 35,501,489	— —	1.67%
21	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	12,707	2,602 33,066,553	2,718 34,546,685	— —	1.63%
22	DIGITAL REALTY TRUST INC 米国	投資証券 —	6,705	5,011 33,599,664	4,828 32,373,913	— —	1.53%
23	REGENCY CENTERS CORP 米国	投資証券 —	9,036	3,187 28,798,328	3,427 30,969,167	— —	1.46%
24	VENTAS INC 米国	投資証券 —	7,156	4,272 30,572,470	4,302 30,788,970	— —	1.45%
25	DOUGLAS EMMETT 米国	投資証券 —	17,294	1,377 23,823,466	1,443 24,970,573	— —	1.18%
26	ASSOCIATED ESTATES REALTY 米国	投資証券 —	22,051	1,154 25,463,307	1,125 24,811,342	— —	1.17%
27	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 —	9,066	2,629 23,841,168	2,700 24,479,181	— —	1.15%
28	SENIOR HOUSING PROP TRUST 米国	投資証券 —	12,504	1,954 24,436,296	1,920 24,011,789	— —	1.13%
29	ACADIA REALTY TRUST 米国	投資証券 —	15,600	1,539 24,013,653	1,538 24,001,034	— —	1.13%
30	PS BUSINESS PARKS INC/CA 米国	投資証券 —	4,983	4,757 23,704,833	4,785 23,845,909	— —	1.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.14%
合計	96.14%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2010年11月	買建	100,000	8,168,850	8,088,000	0.38%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 16 年 7 月 21 日)	809,484,344	—	1.0000	—
第 1 特定期間末 (平成 16 年 9 月 17 日)	780,032,014	780,032,014	1.0515	1.0515
第 2 特定期間末 (平成 17 年 3 月 17 日)	1,786,463,559	1,791,200,091	1.0729	1.0757
第 3 特定期間末 (平成 17 年 9 月 20 日)	1,349,569,934	1,353,929,709	1.1524	1.1561
第 4 特定期間末 (平成 18 年 3 月 17 日)	1,225,660,814	1,229,361,156	1.2335	1.2372
第 5 特定期間末 (平成 18 年 9 月 19 日)	1,105,691,886	1,109,015,334	1.2376	1.2413
第 6 特定期間末 (平成 19 年 3 月 19 日)	916,487,064	919,167,843	1.2736	1.2773
第 7 特定期間末 (平成 19 年 9 月 18 日)	682,095,308	684,497,301	1.0779	1.0817
第 8 特定期間末 (平成 20 年 3 月 17 日)	478,468,396	480,573,307	0.9092	0.9132
第 9 特定期間末 (平成 20 年 9 月 17 日)	436,281,758	438,216,084	0.9022	0.9062
第 10 特定期間末 (平成 21 年 3 月 17 日)	174,918,991	176,672,136	0.3991	0.4031
第 11 特定期間末 (平成 21 年 9 月 17 日)	300,751,702	302,449,831	0.7083	0.7123
平成 21 年 10 月末日	279,003,975	—	0.6595	—
11 月末日	276,484,525	—	0.6604	—
12 月末日	307,976,766	—	0.7442	—
平成 22 年 1 月末日	286,886,499	—	0.6932	—
2 月末日	296,003,694	—	0.7196	—
第 12 特定期間末 (平成 22 年 3 月 17 日)	318,292,963	319,918,536	0.7832	0.7872
3 月末日	321,198,330	—	0.7913	—
4 月末日	345,841,558	—	0.8596	—
5 月末日	316,270,721	—	0.7863	—
6 月末日	302,654,029	—	0.7530	—
7 月末日	312,597,879	—	0.8019	—
8 月末日	299,077,316	—	0.7845	—
第 13 特定期間末 (平成 22 年 9 月 17 日)	312,474,149	314,750,269	0.8237	0.8297
9 月末日	308,781,905	—	0.8125	—
10 月末日	318,658,273	—	0.8394	—

② 分配の推移

	1 口当たり分配金(円)
第 1 特定期間	0.0000
第 2 特定期間	0.0180
第 3 特定期間	0.0210
第 4 特定期間	0.0240
第 5 特定期間	0.0240
第 6 特定期間	0.0240
第 7 特定期間	0.0240
第 8 特定期間	0.0240
第 9 特定期間	0.0240
第 10 特定期間	0.0240
第 11 特定期間	0.0240
第 12 特定期間	0.0240
第 13 特定期間	0.0300

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 1 特定期間	5.2
第 2 特定期間	3.7
第 3 特定期間	9.4
第 4 特定期間	9.1
第 5 特定期間	2.3
第 6 特定期間	4.8
第 7 特定期間	△13.5
第 8 特定期間	△13.4
第 9 特定期間	1.9
第 10 特定期間	△53.1
第 11 特定期間	83.5
第 12 特定期間	14.0
第 13 特定期間	9.0

(注) 1 口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

(1) 投資状況（平成 22 年 10 月 29 日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,811,194,627	99.09
内 日本	1,811,194,627	99.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	16,700,236	0.91
純資産総額	1,827,894,863	100.00

(参考) ダイワ・US-REIT・オープン・マザーファンド

「ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）」の参考として記載のとおりです。

(2) 投資資産（平成 22 年 10 月 29 日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ダイワ・US-REIT・オープン・ マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,673,932,188	1.08271 1,812,388,192	1.0820 1,811,194,627	— —	99.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.09%
合計	99.09%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ダイワ・US-REIT・オープン・マザーファンド

「ダイワ・US-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）」の参考として記載のとおりです。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 16 年 7 月 21 日)	301,709,601	—	1.0000	—
第 1 特定期間末 (平成 16 年 9 月 17 日)	1,491,531,583	1,491,531,583	1.0510	1.0510
第 2 特定期間末 (平成 17 年 3 月 17 日)	10,669,741,748	10,710,193,190	1.0282	1.0321
第 3 特定期間末 (平成 17 年 9 月 20 日)	8,504,304,964	8,544,253,875	1.1919	1.1975
第 4 特定期間末 (平成 18 年 3 月 17 日)	7,836,625,121	7,869,004,228	1.3520	1.3576
第 5 特定期間末 (平成 18 年 9 月 19 日)	7,283,668,935	7,312,971,759	1.3885	1.3941
第 6 特定期間末 (平成 19 年 3 月 19 日)	6,400,926,323	6,425,794,823	1.4386	1.4442
第 7 特定期間末 (平成 19 年 9 月 18 日)	4,556,196,241	4,577,070,535	1.2238	1.2294
第 8 特定期間末 (平成 20 年 3 月 17 日)	2,967,030,363	2,987,037,573	0.8898	0.8958
第 9 特定期間末 (平成 20 年 9 月 17 日)	3,026,265,819	3,045,161,512	0.9609	0.9669
第 10 特定期間末 (平成 21 年 3 月 17 日)	1,114,810,505	1,126,743,618	0.3735	0.3775
第 11 特定期間末 (平成 21 年 9 月 17 日)	1,841,623,926	1,853,580,217	0.6141	0.6181
平成 21 年 10 月末日	1,698,710,787	—	0.5730	—
11 月末日	1,589,691,730	—	0.5457	—
12 月末日	1,872,997,262	—	0.6502	—
平成 22 年 1 月末日	1,695,985,209	—	0.5905	—
2 月末日	1,725,967,638	—	0.6102	—
第 12 特定期間末 (平成 22 年 3 月 17 日)	1,868,313,173	1,879,465,477	0.6701	0.6741
3 月末日	1,924,758,206	—	0.6960	—
4 月末日	2,080,472,944	—	0.7629	—
5 月末日	1,829,750,464	—	0.6774	—
6 月末日	1,666,362,316	—	0.6277	—
7 月末日	1,719,609,958	—	0.6532	—
8 月末日	1,645,906,003	—	0.6184	—
第 13 特定期間末 (平成 22 年 9 月 17 日)	1,760,267,925	1,787,199,952	0.6536	0.6636
9 月末日	1,735,400,232	—	0.6303	—
10 月末日	1,827,894,863	—	0.6253	—

② 分配の推移

	1 口当たり分配金(円)
第1 特定期間	0.0000
第2 特定期間	0.0240
第3 特定期間	0.0300
第4 特定期間	0.0360
第5 特定期間	0.0360
第6 特定期間	0.0360
第7 特定期間	0.0360
第8 特定期間	0.0360
第9 特定期間	0.0360
第10 特定期間	0.0340
第11 特定期間	0.0240
第12 特定期間	0.0240
第13 特定期間	0.0400

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1 特定期間	5.1
第2 特定期間	0.1
第3 特定期間	18.8
第4 特定期間	16.5
第5 特定期間	5.4
第6 特定期間	6.2
第7 特定期間	△12.4
第8 特定期間	△24.4
第9 特定期間	12.0
第10 特定期間	△57.6
第11 特定期間	70.8
第12 特定期間	13.0
第13 特定期間	3.5

(注) 1 口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「Aコース（為替ヘッジあり）」もしくは「Bコース（為替ヘッジなし）」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時までに受け付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができますほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
 （営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
 アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注 1、注 2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注 1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注 2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・米国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時において知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
 （営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 計算期間

毎月 18 日から翌月 17 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が 10 億口を下ることとなった場合、「FTSE NAREIT®エクイティ REIT・インデックス」の公表が停止された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、マザーファンドの信託財産につきコーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・リンクと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前 1. および前 2. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
4. 前 3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 前 4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
7. 前 4. から前 6. までの規定は、前 2. に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 4. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存

続します。

10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 7. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 4. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 3 月および 9 月の計算期間の末日に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり）

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成22年3月17日現在	平成22年9月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,464,805	4,450,471
親投資信託受益証券	317,916,530	313,623,789
未収入金	—	4,000,000
流動資産合計	331,381,335	322,074,260
資産合計	331,381,335	322,074,260
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	11,087,860	5,336,825
未払収益分配金	1,625,573	2,276,120
未払解約金	—	1,563,770
未払受託者報酬	24,163	27,306
未払委託者報酬	343,266	387,814
その他未払費用	7,510	8,276
流動負債合計	13,088,372	9,600,111
負債合計	13,088,372	9,600,111
純資産の部		
元本等		
元本	406,393,344	379,353,337
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△88,100,381	△66,879,188
（分配準備積立金）	99,381,051	84,667,127
元本等合計	318,292,963	312,474,149
純資産合計	318,292,963	312,474,149
負債純資産合計	331,381,335	322,074,260

2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成21年9月18日 至 平成22年3月17日	自 平成22年3月18日 至 平成22年9月17日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	5,580	4,245
有価証券売買等損益	41,433,313	15,407,259
為替差損益	1,097,340	14,496,630
営業収益合計	42,536,233	29,908,134
営業費用		
受託者報酬	151,988	167,242
委託者報酬	2,158,908	2,375,373
その他費用	7,975	8,276
営業費用合計	2,318,871	2,550,891
営業利益	40,217,362	27,357,243
経常利益	40,217,362	27,357,243
当期純利益	40,217,362	27,357,243
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△47,244	15,978
期首剰余金又は期首次損金(△)	△123,882,843	△88,100,381
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,544,065	6,709,568
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	7,544,065	6,709,568
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,060,857	1,064,552
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,060,857	1,064,552
分配金	9,965,352	11,765,088
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△88,100,381	△66,879,188

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成 21 年 9 月 18 日 至 平成 22 年 3 月 17 日	当期 自 平成 22 年 3 月 18 日 至 平成 22 年 9 月 17 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>

ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

1 貸借対照表

	前 期	当 期
	平成 22 年 3 月 17 日現在 金額(円)	平成 22 年 9 月 17 日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,714,488	45,961,504
親投資信託受益証券	1,858,672,526	1,748,245,351
未収入金	3,000,000	—
流動資産合計	1,885,387,014	1,794,206,855
資産合計	1,885,387,014	1,794,206,855
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,152,304	26,932,027
未払解約金	3,710,955	4,679,260
未払受託者報酬	142,446	149,986
未払委託者報酬	2,022,834	2,129,953
その他未払費用	45,302	47,704
流動負債合計	17,073,841	33,938,930
負債合計	17,073,841	33,938,930
純資産の部		
元本等		
元本	2,788,076,197	2,693,202,754
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△919,763,024	△932,934,829
(分配準備積立金)	1,001,212,860	828,489,062
元本等合計	1,868,313,173	1,760,267,925
純資産合計	1,868,313,173	1,760,267,925
負債純資産合計	1,885,387,014	1,794,206,855

2 損益及び剰余金計算書

	前 期	当 期
	自 平成21年9月18日 至 平成22年3月17日	自 平成22年3月18日 至 平成22年9月17日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	9,090	9,341
有価証券売買等損益	236,292,301	82,072,825
営業収益合計	236,301,391	82,082,166
営業費用		
受託者報酬	907,860	955,756
委託者報酬	12,892,249	13,572,357
その他費用	45,875	47,704
営業費用合計	13,845,984	14,575,817
営業利益	222,455,407	67,506,349
経常利益	222,455,407	67,506,349
当期純利益	222,455,407	67,506,349
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	130,832	1,411,205
期首剰余金又は期首次損金(△)	△1,157,197,715	△919,763,024
剰余金増加額又は欠損金減少額	109,618,698	87,814,085
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	109,618,698	87,814,085
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,340,368	60,316,164
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	25,340,368	60,316,164
分配金	69,168,214	106,764,870
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△919,763,024	△932,934,829

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成21年9月18日 至 平成22年3月17日	自 平成22年3月18日 至 平成22年9月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 謾渡制限の内容
謹渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額 (I - II)

IV 発行済数量

V 1単位当たり純資産額 (III / IV)

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

(ダイワ・U.S.-REIT・オープン(毎月決算型)
Aコース(為替ヘッジあり))

約款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、配当利回りを重視した運用により信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、ベンチマーク（FTSE NAREIT[®]エクイティREIT・インデックス（配当金込み、円ヘッジ指数））を中長期的に上回ることをめざして運用を行ないます。

※ 当該指数は、FTSE International Limitedが発表する配当金込みの米ドルベース指数から、委託者が円ヘッジベースに換算した指数とします。

※ 当ファンドは、当該指数との連動をめざすものではありません。また、当該指数を上回る運用成果を保証するものではありません。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

③ 保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。

④ 保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

⑤ 初設日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への直接投資は、行いません。

③ 投資信託証券への投資制限

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指し分配金額を決定します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ・U.S.-REIT・オープン(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジあり))
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当時の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に

追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）または登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付は行ないません。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取

金をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたDAIWA・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用す

ることを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第22条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成16年7月21日から平成16年8月17日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、この信託において主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の

委託を受けた者が受けける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドを主要投資対象とする各信託の日々の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た金額の合計額とします。報酬の支払いは、毎年3月17日および9月17日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行いません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、債還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、債還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の責務)

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、債還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、債還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および債還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請

求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付は行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がすることは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下すこととなった場合、「FTSE NAREIT

®エクイティREIT・インデックス」の公表が停止された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、マザーファンドの信託財産につきコーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成16年 7月21日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

I 別に定める各信託

約款第12条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託（ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり））
追加型証券投資信託（ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし））

追加型証券投資信託

(ダイワ・U.S.-REIT・オープン(毎月決算型)

Bコース(為替ヘッジなし))

約款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、配当利回りを重視した運用により信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ダイワ・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、ベンチマーク（FTSE NAREIT[®]エクイティREIT・インデックス（配当金込み、円ベース指數））を中心長期的に上回ることをめざして運用を行ないます。

※ 当該指數は、FTSE International Limitedが発表する配当金込みの米ドルベース指數から、委託者が円ベースに換算した指數とします。

※ 当ファンドは、当該指數との連動をめざすものではありません。また、当該指數を上回る運用成果を保証するものではありません。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

③ 保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

④ 保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

③ 投資信託証券への投資制限

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指し分配金額を決定します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ・U.S.-REIT・オープン(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジなし))
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当時の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に

追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）または登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付は行ないません。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取

金をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削除）

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたDAIWA・U.S.-REIT・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用す

ることを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第22条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成16年7月21日から平成16年8月17日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、この信託において主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の

委託を受けた者が受けける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドを主要投資対象とする各信託の日々の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た金額の合計額とします。報酬の支払いは、毎年3月17日および9月17日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行いません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 債還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、債還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、債還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の責務)

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、債還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、債還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および債還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請

求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付は行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がすることは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下すこととなった場合、「FTSE NAREIT

®エクイティREIT・インデックス」の公表が停止された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、マザーファンドの信託財産につきコーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、平成20年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、平成20年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

② 平成20年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成16年 7月21日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

I 別に定める各信託

約款第12条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託（ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジあり））
追加型証券投資信託（ダイワ・U.S.-REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし））